

昭和八年

No. 175

小作争議調查表

(月報番號第一一七號)

過 程	事 項 求	原 因	地主關係	關係人員	場 所
			小作人	關係地	發 生 地
			+	地主 山下作治郎 小作人 野田仁三郎	山形郡大和村四恒
			+	關係地 四二及三畝步	昭和八年八月十七日 昭和十年十一月十五日
			關係團體	小作人	
				全農福佐聯合會 東宮水支部	
			此地は小作人が大正九年に手渡した作科の滞納し、其の爲に一年一割の利息を附し内定地を 郵便局等に上り、小作人の金銀備付の應得日、其の爲に一年一割の利息を附し内定地を 納し作科滞納の折衝と埋立に上り、其の爲に一年一割の利息を附し内定地を納す。		
			滞納の作科滞納		
			別紙を報告 (指多系此の御参考也)		

(昭和十年十一月分)

財團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	<p>一 苗代け及び二月二十五日と支給し、手入賃とし及び一月五十日と小作人に交付す。</p> <p>二 免租金全額免租期間中、小作人に交付す (十年以上五年)</p> <p>三 本年度作科と一年免租の土地に對し、一歩五厘、二年全三歩、三年四歩、五年五厘</p> <p>四年同六歩、五年同七歩と全減額す。</p>